

山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に規定する住宅リフォーム資金助成金として、地域経済の活性化と住環境の向上を図るため、市内に住所を有する者（以下「市民」という。）が既存住宅の改修工事（以下「リフォーム工事」という。）を行う場合に住宅リフォーム資金助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、市民であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者及び住宅の所有者に市税の未納がないこと。
- (2) 市内に居住している者
- (3) 前年度において、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱に基づく山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業による助成を受けていない住宅について、助成の申請を行う者。ただし、火災、風水害その他の災害を受けた住宅については、この限りでない。
- (4) 今回の助成の対象となる工事に対し、本市で実施しているこの要綱による山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業以外の助成金等を受けないこと。
- (5) 住宅の所有者及びその所有者と同一世帯に属する者が、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(助成対象工事)

第3条 助成の対象となるリフォーム工事は、次の各号のいずれにも該当するもので、かつ、その費用（消費税及び地方消費税を含まない。）が10万円以上のリフォーム工事とする。

- (1) 老朽化、災害等による修繕、補修及び模様替えに係る工事（設備改修を含む。）で、別表に定める工事であること。
- (2) 市内に主たる事務所を有する施工業者（暴力団排除条例第2条第1号に

規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でない者又はこれらと密接な関係を有しない者に限る。)に依頼して行う工事であること。

- (3) 第6条第2項の規定による助成金内示額の決定前に工事を着手していない工事であること。
- (4) 助成を申請する年度の2月末日までに工事が完了し、第8条に規定する報告ができるものであること。ただし、2月末日が、山陽小野田市の休日定める条例(平成17年山陽小野田市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日までとする。
- (5) 申請者自らが居住する住宅のリフォーム工事であること。
- (6) 申請者が所有し、又は申請者と同居している二親等以内の親族が所有する住宅であること。ただし、所有者が長期療養、単身赴任等により一時的に同居していないときは、証明書等により同居とみなすことができる。
- (7) 法令を遵守している工事であること。

(交付申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る見積書の写し(数量が記載されているもの)
- (2) リフォーム工事着手前の現場写真
- (3) 申立書又は助成対象者であることを証明する書類
- (4) 申請者と所有者とが異なるときは、申請者と同居している二親等以内の親族であることを証明する書類
- (5) 所有者が長期療養、単身赴任等により一時的に同居していないときは、当該事項を証明する書類等
- (6) その他市長が必要と認める図面書類等

(助成金の額)

第5条 助成の額は、リフォーム工事に係る費用(消費税及び地方消費税を含まない。)に100分の10を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が7万円を超えるときは7万円とする。

(助成の決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めるときは、当該リフォーム工事に係る助成金の内示額を決定し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金内示額通知書（様式第2号。以下「内示額通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、当該リフォーム工事を実施する年度の予算の範囲内において、同一の住宅につき1回に限り助成金を交付するものとする。ただし、火災、風水害その他の災害を受けた住宅については、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金事業対象外通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により申請者に通知した後、住宅の所有者若しくはその所有者と同一世帯に属する者又は施工業者が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であることが明らかになったときは、助成の内示を取り消し、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の規定により内示額の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成対象工事を変更しようとするときは、遅滞なく山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出を受けた場合においては、その内容を審査の上、変更することが適当であると認めるときは、助成金の額の変更を承認し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金内示額変更通知書（様式第5号）によりその旨を助成決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 助成決定者は、当該リフォーム工事を行ったときは、第3条第4号に規定する日までに、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金工事完了届（様式第6号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提

出しなければならない。

- (1) リフォーム工事代金の領収書の写し
 - (2) リフォーム工事施工中の現場写真
 - (3) リフォーム工事後の現場写真
 - (4) 内示額通知書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (中止の届出)

第9条 助成決定者は、助成対象工事を中止しようとするときは、遅滞なく山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金工事中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第10条 市長は、完了届の提出があったときは、内容の検査を行うものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、助成の対象となったリフォーム工事の状況について、実地検査を行うことができる。

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による検査の結果、実施されたリフォーム工事の内容が適当であると認めたときは、当該事業に係る助成金の額を確定し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付決定通知書（様式第8号。以下「交付決定通知書」という。）により、助成決定者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による検査の結果、実施されたリフォーム工事の内容に大幅な変更が認められたときは、第6条第2項の規定により通知した助成金の内示額の範囲内において助成金の額を確定し、交付決定通知書により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 交付決定通知書を受けた助成決定者は、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成決定者が偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成決定者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 住宅の所有者若しくはその所有者と同一世帯に属する者又は施工業者が、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当すると判明したとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。